

自然災害等発生時の対応について

1. 次の場合は臨時休校とし、生徒は「自宅待機」となります。
 - (1) 函館市及び近隣地域に「気象等に関する特別警報」または「津波・火山・地震に関する特別警報」が、登校以前に発表された場合。
 - (2) 地震・風水害・火山の噴火等の自然災害による「非常変災」等により、公共交通機関が運休し安全な通学が困難な状況になった場合。
 - (3) 学校施設及び設備の破損や停電・断水等により学校での授業が困難な状況になった場合。

2. 朝6時の時点で公共交通機関が運休または遅延し、安全な通学が困難な状況になった場合、該当の生徒は「自宅待機」となります。ただし、公共交通機関が運行を再開し登校が可能となった場合は、学校に到着する時間を勘案しながら可能な限り登校して下さい。

3. 臨時休校の場合は学校HPに掲載します。学校HPを確認できない生徒は、担任と電話連絡を行うこととします。

4. 停電や電話回線の不通等で学校との連絡が取れない場合は、「自宅待機」とします。授業再開の連絡は学校HPで行います。学校HPを確認できない生徒は、担任との電話連絡で情報を発信することとします。確認が取れるまでは「自宅待機」となります。

5. その他
 - (1) 登校後に警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪）や特別警報が発令され、公共交通機関の運休または遅延が予想される場合は、授業を打ち切って生徒を下校させることもあります。
 - (2) 授業が再開されても、地域や公共交通機関の状況により通学できない場合は担任に連絡をして指示を受けて下さい。登校途中の乗り継ぎによる不具合の場合も同じです。この場合は「非常変災等（自然災害）による出席停止」扱いとなります。
 - (3) 不明な点は学校までお問い合わせ下さい。
函館大妻高等学校 担当：教頭先生 TEL(0138)52-1890 または各担任